

佐世保工業高等専門学校寄附金取扱細則

(平成21年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）における寄附金の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構寄附金取扱規則（以下「機構規則」という。）に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(受入れ審査機関)

第2条 機構規則第7条に規定する受入審査機関等は、教務主事、地域共同テクノセンター長及び当該学科長等とする。

(受入れ決定の報告)

第3条 機構規則第8条第3項に規定する役員会等は、運営会議とする。

2 報告の時期は年2回、4月及び10月とし、直近6月分の報告をするものとする。

(受入れ通知)

第4条 校長は、寄附金の受入れの決定をしたときは、当該寄附者に寄附金振込依頼書（様式第1号）を送付するとともに、出納命令役に寄附金受入決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日）

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年10月4日から施行し、令和4年10月1日から適用する。